

新卒・新任訪問看護師育成プログラムに基づく 人材育成支援事業実施要領

1. 目的

在宅医療の中核を担う訪問看護師が、質の高い訪問看護サービスを安定的に供給するためには、より多くの看護師が訪問看護への理解を深め、訪問看護に生きがいを見つけ、働き続けられる環境整備が急務である。そのためには、訪問看護の経験を問わず、新卒看護師を含めて、訪問看護を志す者および訪問看護事業所に対して、訪問看護支援センター（以下、「支援センター」という。）として支援を行い、訪問看護ステーションにおいて質の高い看護を提供する訪問看護師を育成することを目的とする。

2. 対象者

以下のいずれかの要件を満たしている者で会長が必要と認めた者

- (1) 県内の訪問看護ステーションに就業した新卒看護職及び訪問看護に初めて携わる新任看護職であること。なお、勤務形態は常勤、非常勤を問わない。
- (2) 訪問看護事業所管理者（以下、「管理者」という。）から「新卒・新任訪問看護師育成プログラム」（以下、「育成プログラム」という。）に基づく支援の要請があった者

3. 支援内容

- (1) 支援期間は、原則として新卒看護職は2年、新任看護職は半年間とする
- (2) 管理者は「プログラム」に基づき支援計画を作成する
- (3) 「プログラム」に基づき、研修会等の支援を行う
 - ① 必要に応じて基礎看護技術演習の情報提供を行う
 - ② 研修会は、徳島県看護協会が主催する新人研修等や外部研修も活用する
 - ③ 必要に応じて機材の貸し出しを行う
- (4) 振り返り会議、学習支援者会議を開催し、課題や成果等を整理し、今後の方針を決定する
- (5) その他、各種相談に応じ、訪問看護師として働き続けるために必要な支援を行う

4. 支援手順

- (1) 訪問看護事業所内の受け入れ態勢、指導体制を整備する
 - ① プリセプターシップを導入し、指導者を明確にする
 - ② 指導者は、「実習指導者講習会」を受講しておくことが望ましい
- (2) 管理者は、会長宛に「訪問看護師育成支援依頼書（様式1）」を提出する
- (3) 会長は、要件を満たした者について、支援決定（様式2）を行う
- (4) 支援センターの担当者は、管理者と協議の上、計画に基づいて具体的な支援を行う
- (5) 支援センターの担当者と管理者は、訪問看護師の到達度について評価し、到達度が評価された者についてはプログラムに基づく支援を終了する

5. 到達度の評価

訪問看護師の到達度は、育成プログラムの自己評価支援ツールに沿い、評価する

6. その他

支援に係る費用は無料とする

7. 施行

令和2年4月1日から施行する

令和8年4月1日から施行する

令和 年 月 日

公益社団法人徳島県看護協会会長 様

訪問看護師育成支援依頼書

下記の者について訪問看護師育成支援を受けたいので依頼します。

事業所	事業所名		
	住 所	〒	
	管理者名		
	指導者名		
看護師	ふりがな		年齢
	氏 名		
	採用年月日	令和 年 月 日	常勤・非常勤
	最終学歴	学校名	
		卒年次 年 月 日（看護師・准看護師）	
	職 歴	施設名 年 月～ 年 月	常勤・非常勤
		施設名 年 月～ 年 月	常勤・非常勤
		施設名 年 月～ 年 月	常勤・非常勤
		施設名 年 月～ 年 月	常勤・非常勤
		施設名 年 月～ 年 月	常勤・非常勤
訪問看護 ステーションの 育成方針			

様式2

徳看協第

号

令和 年 月 日

管理者様

公益社団法人徳島県看護協会
会 長 庄野 泰乃

徳島県訪問看護支援センターにおける人材育成支援について（通知）

令和 年 月 日付けで依頼のあった下記の者について、支援を決定したので通知します。

なお、支援内容については、貴施設と協議の上、決定することを申し添えます。

記

1. 対象者
2. 支援期間

【問い合わせ先】

公益社団法人徳島県看護協会
徳島県訪問看護支援センター

TEL : 088-631-5544 FAX : 088-632-1084